

みなとみた

2021 9
No.147

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

就任のご挨拶 ● 2

労働行政ニュース ● 3～11

第72回「全国労働衛生週間」を10月に実施／私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2021／東京都最低賃金を1,041円に上げます／長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表／令和2年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)／令和2年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分)について／産業保健フォーラム Online 2021
厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12～13

最近の雇用失業情勢／令和3年9月から求人申込窓口の受付時間が変わります

協会だより ● 14～16

山内前会長が東京労働局長表彰を受ける／第80回 全国産業安全衛生大会／新入会員のご紹介／講習会のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



就任のご挨拶

一般社団法人三田労働基準協会

会長 松岡 茂喜

5月25日開催の定期総会において会長に就任いたしました松岡です。

重責に身の引き締まる思いですが、会員の皆さまのご支援、ご協力のもと、責務を全うする覚悟であります。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

現在、未だ新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない中で、社会・経済活動が制限され、当協会の業務運営につきましても思うように行えない状況が続いております。

まず、今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、感染された方々やそのご家族、不安のなかにおられる方々に対して、心からお見舞いを申し上げます。

就任に当たっての抱負を申しあげる前に、この場をお借りして、山内前会長に一言、お礼を申し上げたいと思います。

今回の定期総会で山内啓三郎前会長が勇退されましたが、山内様におかれましては、平成2年に当協会の理事に就任されて以来、平成15年から副会長を4期8年、平成23年から会長を5期10年と、合わせて31年間に渡り役員として当協会の発展のためにご尽力いただきありがとうございました。

山内様が会長に就任されたのは東日本大震災が発生した年で、日本経済が大きな打撃を受け、また、勇退される1年前に新型コロナウイルス感染症の拡大という誰も予想していなかった事態の中、当協会の舵取りをしていただき難局を乗り切ってこられました。

長年のご貢献に対し敬服申し上げますとともに、心から感謝申し上げます。今後につきましても、引き続き、顧問としてご助言ご指導をいただけますようお願い申し上げます。

労働基準協会は、企業が適切に労務管理を進めていくうえで役立つ情報を、会員や地域に迅速かつ確実に提供していくことが責務であり、このような厳しい社会・経済情勢の中であるからこそ担う役割が大きいと考えております。

昭和23年に労働基準法港推進会として発足した歴史ある一般社団法人三田労働基準協会を会長として引き受けることになりましたが、今まで先輩たちが築き上げてきたこれまでの取組や伝統をしっかり引き継いでいくとともに、これらの役割をしっかりと果たしていきたいと思います。

不慣れではありますが、三田労働基準監督署をはじめ関係行政の皆様のご指導や会員の皆様のご支援をいただきながら、会員や地域のための事業を活性化し当協会の益々の発展を図っていきたいと考えておりますので、前任者同様格別のご厚誼を賜りますようお願い申し上げ、就任に際してのご挨拶とさせていただきます。



第72回「全国労働衛生週間」を10月に実施

～「向き合おう! こころとからだの 健康管理」～

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で72回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みを展開します。

労働衛生分野では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められます。

また、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。

このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく取組の徹底等を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していくこととしています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集空間（多くの人が密集している）、3. 密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしています。

※例年実施しております三田労働基準監督署との共催による「全国労働衛生週間説明会」は、今年度は開催しないこととなりました。

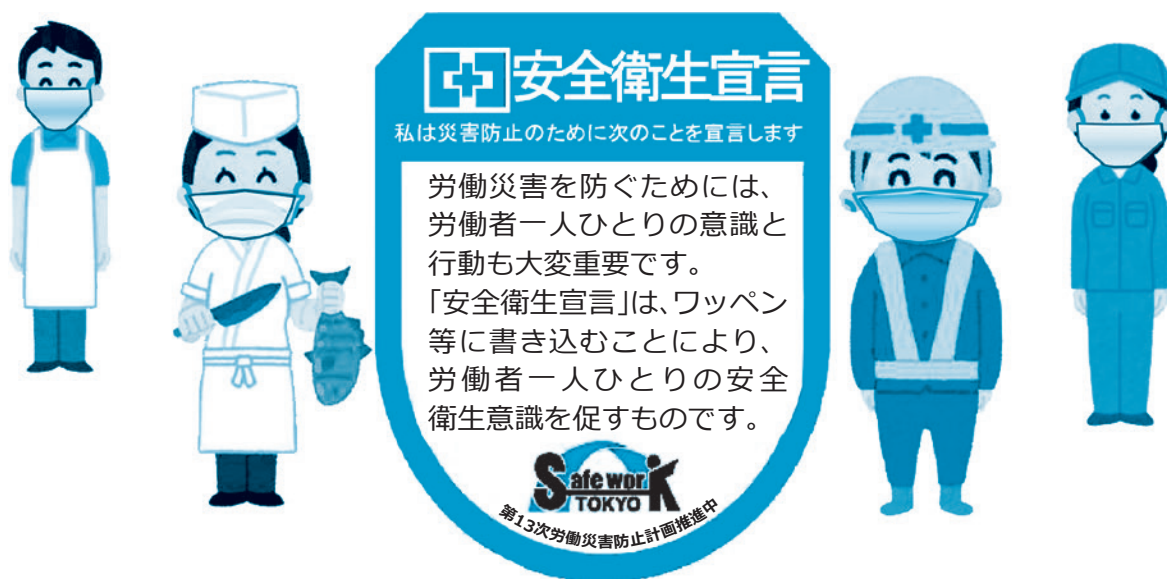
私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2021

「私の安全衛生宣言」を募集しています！

東京労働局では、平成30年度より5か年を計画期間とする第13次労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズに官民一体となった労働災害防止のための取組を推進しています。

第13次労働災害防止計画においては、計画を推進するに当たっての基本的考え方の1つとして、「『行政が進める安全衛生対策の見える化』の推進」を掲げるとともに、国民全体の安全・健康意識の高揚を図るための取組みとして「私の安全宣言コンクール」を開催することとしています。

今年度は安全意識の向上のみならず、労働者に対する健康意識の向上を図るため、安全面だけでなく労働衛生面での対策を視野に入れた「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2021」を開催し、労働者自身の安全衛生に関する宣言を広く募集します。



主 催 : 東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会
募 集 期 間 : 令和3年7月1日～10月7日
選 考 委 員 会 : 令和3年11月予定
優秀作品発表 : 令和3年11月～12月予定
表 彰 式 : 令和3年12月予定

東京都最低賃金を 1,041 円に上げます

= 発効日は令和 3 年 10 月 1 日です =

東京労働局長は、東京都最低賃金を 28 円引き上げ、時間額 1,041 円に改正することを決定し、官報公示を行いました。

1. 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年 7 月 2 日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、7 月 21 日、現行の時間額 1,013 円を 28 円引き上げて 1,041 円に改正する（引上率 2.76%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額 1,041 円とする決定を行い、8 月 19 日に官報公示を行いました。

効力発生日は令和 3 年 10 月 1 日です。

2. 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8 月 1 日から、対象人数の拡大や助成上限額の上げを行いました。

また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45 円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図りました。

3. そのほか、他中小企業・小規模事業者の支援事業として、「業務改善助成金」をはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

〈参 考〉

1. 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2. 過去 5 年間の改正状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
引上げ額	25 円	26 円	27 円	28 円	0 円
引上げ率	2.76%	2.79%	2.82%	2.84%	0 %
時間額	932 円	958 円	985 円	1,013 円	1,013 円

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和2年度の監督指導結果を公表

厚生労働省は、令和2年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった24,042事業場のうち、8,904事業場（37.0%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、2,982事業場（違法な時間外労働があったもののうち33.5%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行うこととしています。

【令和2年4月から令和3年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場：24,042事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ①違法な時間外労働があったもの：8,904事業場（37.0%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの：2,982事業場（33.5%）
うち、月100時間を超えるもの：1,878事業場（21.1%）
うち、月150時間を超えるもの：419事業場（4.7%）
うち、月200時間を超えるもの：93事業場（1.0%）
 - ②賃金不払残業があったもの：1,551事業場（6.5%）
 - ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：4,628事業場（19.2%）
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：9,676事業場（40.2%）
 - ②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,301事業場（17.9%）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 （令和2年4月から令和3年3月までに実施）

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○監督指導実施状況

令和2年4月から令和3年3月までに、24,042事業場に対し監督指導を実施し、17,594事業場（73.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが8,904事業場、賃金不払残業があったものが1,551事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが4,628事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

事 項 業 種		監督指導実施 事業場数	労働基準関係 法令違反があった 事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計(注1, 2)		24,042 (100.0%)	17,594 (73.2%)	8,904 (37.0%)	1,551 (6.5%)	4,628 (19.2%)
主な業種	商 業	6,412 (26.7%)	4,657	2,184	395	1,395
	製 造 業	4,308 (17.9%)	3,287	1,749	259	678
	接 客 娯 楽 業	2,104 (8.8%)	1,618	839	179	556
	建 設 業	2,004 (8.3%)	1,420	816	154	332
	運 輸 交 通 業	1,639 (6.8%)	1,356	893	127	302
	その他の事業(注6)	3,019 (12.6%)	1,989	964	162	494

(注1) 主な業種を掲載しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、及び労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合 計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
24,042	6,676 (27.8%)	9,739 (40.5%)	3,336 (13.9%)	1,914 (8.0%)	1,638 (6.8%)	739 (3.1%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合 計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
24,042	2,880 (12.0%)	5,766 (24.0%)	2,371 (9.9%)	2,158 (9.0%)	2,996 (12.5%)	7,871 (32.7%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、9,676事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の 実施 (注2)	長時間労働に よる健康障害 防止対策に 関する調査審議 の実施(注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施出来る 仕組みの整備等 (注5)	ストレスチェック 制度を含む メンタルヘルス 対策に関する 調査審議の実施
9,676	1,312	1,595	5,188	4,419	494	441

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、4,301事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録 （4(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の職務 （4(6)） （注2）	労使協議組織の活用（4(7)） （注2）
		自己申告制の説明（4(3)ア・イ） （注2）	実態調査の実施（4(3)ウ・エ） （注2）	適正な申告の阻害要因の排除（4(3)オ）（注2）		
4,301	2,609	197	1,806	174	79	16

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった8,904事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、2,982事業場で1か月80時間を、うち1,878事業場で1か月100時間を、うち419事業場で1か月150時間を、うち93事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限り）

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
24,042	8,904	5,922	2,982	1,878	419	93

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、2,109事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、9,088事業場でタイムカードを基礎に確認し、4,497事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、7,126事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）				自己申告制 （注2、3）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを 基礎（注2）	PCの使用時間の記録を 基礎（注2）	
2,109	9,088	4,497	1,680	7,126

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数の計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

令和2年度 石綿による疾病に関する 労災保険給付などの請求・決定状況 まとめ（速報値）

厚生労働省は、令和2年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の速報値を取りまとめ、次のとおり公表しました。

■労災保険給付

令和2年度の請求件数は1,088件（石綿肺を除く）、支給決定件数は1,014件（同）で、請求件数・支給決定件数ともに、昨年度と比べやや減少しました。

石綿による疾病^{※1}で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

■特別遺族給付金

令和2年度の請求件数は40件で、支給決定件数は20件でした。

石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

1. 「労災保険給付」の請求・支給決定状況

- (1) 肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

請求件数 1,088件（前年度比116件、9.6%増）

支給決定件数 1,014件（前年度比79件、7.2%増）

- (2) 石綿肺（(1)の件数には含まれない）^{※2}

支給決定件数 45件（前年度比7件、13.5%減）

2. 「特別遺族給付金」の請求・支給決定状況

請求件数 40件（前年度比3件、7.0%増）

支給決定件数 20件（前年度比3件、13.0%減）

※1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。

※2 「石綿肺」は、じん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。

令和２年度における過労死等の 労災補償状況（東京労働局分）について

◎東京労働局は、令和２年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。

◎東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

■令和２年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺〕		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0) [0(0)]	1 (1) [0(0)]	1 (1) [0(0)]
建設業	15 (0)	22 (0)	6 (0)	13 (2) [0(0)]	16 (3) [4(0)]	5 (1) [2(0)]
製造業	5 (1)	5 (0)	1 (0)	23 (7) [3(0)]	20 (8) [5(0)]	6 (1) [3(0)]
情報通信業	12 (0)	10 (0)	2 (0)	62 (27) [7(1)]	55 (23) [5(0)]	10 (5) [1(0)]
運輸業、郵便業	8 (2)	10 (0)	3 (0)	35 (8) [2(1)]	32 (4) [2(0)]	10 (1) [1(0)]
卸売業・小売業	14 (1)	24 (3)	8 (0)	60 (21) [5(0)]	52 (23) [2(1)]	13 (4) [1(0)]
金融業・保険業	2 (0)	3 (0)	0 (0)	23 (13) [0(0)]	23 (14) [3(1)]	3 (1) [1(0)]
宿泊業、飲食サービス業	5 (1)	5 (1)	3 (1)	23 (13) [2(0)]	17 (7) [2(0)]	5 (0) [0(0)]
教育、学習支援業	4 (0)	4 (2)	0 (0)	16 (12) [1(0)]	8 (2) [2(0)]	1 (1) [0(0)]
医療、福祉	7 (2)	5 (3)	0 (0)	72 (47) [0(0)]	60 (41) [1(0)]	16(10) [1(0)]
その他の事業(上記以外の事業)	36 (7)	21 (5)	3 (0)	94 (48) [5(1)]	84 (40) [1(0)]	23(10) [1(0)]
合 計	109(14)	110(14)	27 (1)	421(198) [25(3)]	368(166) [27(2)]	93(35) [11(0)]

注1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

■令和２年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺〕		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
管理的職業従事者	4 (1)	7 (1)	0 (0)	9 (0) [2(0)]	9 (1) [4(0)]	4 (1) [3(0)]
専門的・技術的職業従事者	31 (3)	30 (6)	7 (0)	127(64) [10(1)]	117 (58) [13(1)]	28(14) [3(0)]
事務従事者	13 (3)	13 (2)	2 (0)	137(73) [6(1)]	107 (60) [4(1)]	18 (7) [2(0)]
販売従事者	14 (2)	14 (2)	8 (1)	61(29) [4(1)]	59 (26) [3(0)]	18 (6) [1(0)]
サービス職業従事者	10 (3)	8 (1)	3 (0)	31(23) [1(0)]	25 (14) [1(0)]	8 (4) [0(0)]
生産工程従事者	5 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (1) [1(0)]	6 (2) [1(0)]	2 (1) [1(0)]
輸送・機械運転従事者	8 (0)	12 (0)	5 (0)	19 (1) [1(0)]	21 (1) [0(0)]	7 (1) [0(0)]
建設・採掘従事者	8 (0)	13 (0)	1 (0)	7 (0) [0(0)]	9 (0) [1(0)]	2 (0) [1(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	8 (2)	7 (2)	1 (0)	15 (6) [0(0)]	10 (2) [0(0)]	4 (0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	8 (0)	5 (0)	0 (0)	7 (1) [0(0)]	5 (2) [0(0)]	2 (1) [0(0)]
合 計	109(14)	110(14)	27 (1)	421(198) [25(3)]	368(166) [27(2)]	93(35) [11(0)]

注1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 () 内は女性の数で内数である。



第13次東京労働局労働災害防止計画 推進中！

産業保健フォーラム Online 2021

これまで産業保健フォーラムは、企業における産業保健活動の活性化と労働者自身の心身の健康に資することを目的に、専門家による特別講演、企業による事例発表、イベント会場では協力団体による展示・相談・実演コーナーなど様々な産業保健情報の提供の場として開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、昨年度に続き、本年度も、会場での開催はせず、特設WEBページ「産業保健フォーラムOnline2021」を開設します。

東基連

検索

どなたでも
ご覧いただけます

公開期間 令和3年10月1日～10月31日

公開場所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会ホームページ内

URL https://www.toukiren.or.jp/shf2021_online.html



特別公演 動画

「コロナ禍でのがん対策」

東京大学大学院医学系研究科 総合放射線腫瘍学講座 特任教授 中川 恵一氏

新型コロナウイルスの感染が広がる中、がん検診を受ける人が減り、がんの進行や死亡のリスクの増加が懸念されています。コロナ禍においても、早期発見のためのがん検診は、非常に重要であることから、コロナ禍での職域がん対策について、お話いただきます。

事例発表 動画

「当社における新型コロナウイルス感染対策具体的事例（仮称）」

日鉄テックスエンジニアリング株式会社

安全環境防災部 健康衛生グループ 矢野 功二氏

新型コロナウイルス感染症対策や対応マニュアルのほか、在宅勤務に伴うコミュニケーション不足への対応や出勤率の低減から懸念される防火・防災体制の見直しなど、幅広い対策についてご紹介いただきます。



事例とりまとめ 動画

「東京衛生管理者協議会会員企業における新型コロナウイルス感染症対策の事例のとりまとめ（仮称）」

東京衛生管理者協議会 副会長 神津 進氏

東京衛生管理者協議会が、会員の企業現場における感染症対策の事例を集め、取りまとめた内容について、ご紹介いただきます。

その他、東京労働局労働基準部健康課ほか各部・課の説明動画やリンク集、産業保健フォーラム参加各団体のリンク集をご用意しております。

主催：東京労働局

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

最近の雇用失業情勢

○令和3年7月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.8%であり、前月より0.1ポイントの低下。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より12万人減少し、190万人。（原数値は191万人で、前年同月差6万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より42万人増加し、6,708万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より9万人増加し、5,984万人。

☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「卸売業、小売業」「学術研究、専門・技術サービス」「情報通信」などが増加している。

☆令和3年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.15倍であり、前月より0.02ポイント上昇。

☆令和3年7月の新規求人倍率（季節調整値）は1.98倍であり、前月より0.10ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和3年8月）「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さを増している。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」（※景気の総括判断は下方修正。）

「雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。」（※雇用情勢判断は維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
30年度	2.42	3.43	14.20	1.62	2.13	7.87	9,760	12,973
31年度	2.35	3.40	14.35	1.55	2.05	8.26	8,400	11,440
2年度	1.90	2.36	9.12	1.10	1.27	4.90	5,803	7,960
3年7月	1.98	2.39	9.30	1.15	1.19	4.39	5,910	8,115

（注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和3年7月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は237,953人（前年同月比0.1%減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。また、新規求人数は82,091人（前年同月比6.1%増）で、2か月ぶりに前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は207,291人（前年同月比8.5%増）で、14か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は35,621人（前年同月比5.0%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は5,910件で、前年同月より4.4%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,997件（前年同月比5.4%減）、パートは2,913件（前年同月比3.4%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、7月の都内の倒産件数は85件（前年同月比43.7%減）であり、業種別件数では、卸売業（20件）、サービス業（20件）、情報通信業（11件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしています。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（TEL 03-5419-8609 部門コード37#）

求人申し込みをお考えの事業主の皆さまへ

令和3年9月から求人申込窓口の受付時間が変わります

求人申し込みがいつでもできる「オンライン手続き」をご活用ください

求人受付時間の変更のご案内（窓口来所）

ハローワークへの窓口来所による求人受付の時間を下記の通り変更します。

受付時間	8:30～16:00（原則）	変更時期	令和3年9月1日
------	----------------	------	----------

※16時以降も求人申し込みは可能ですが、16時以降は、オンライン受付分を集中的に処理するため、窓口体制を通常より縮小することがあります。

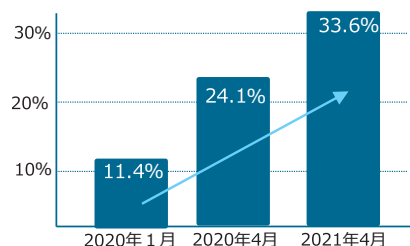
オンライン求人申し込みのご案内

待ち時間の縮減や、非接触による感染症対策の徹底を目的に、オンライン求人申し込みの利用を推奨しています。今後は16時以降にオンライン求人を集中処理し、より迅速な求人公開を目指します。

- 365日（いつでも・どこでも）申し込みができます
- 過去の求人情報を呼び出して、2回目以降は手軽に求人申し込みができます
- 応募者の管理や採否の登録など、求人業務を軽減・効率化できる便利な機能が満載です
- 求人条件にマッチした求職者を情報検索で迅速に探すことができます

オンラインによる求人申し込み状況の推移

*求人申し込み数に占めるオンラインの割合



オンライン求人申し込みは、求人者マイページの開設から

会社・事業所のメールアドレスをご用意の上、会社・事業所のパソコンからお手続きください。



開設手順① ハローワークに求人を出したことがある場合

- 1 ハローワークの窓口または電話でメールアドレスを登録
- 2 ハローワークインターネットサービスにアクセス
・パスワードを登録
・1で登録したメールアドレスを入力し、利用規約などに同意
- 3 2で入力したメールアドレスで認証キーを受信（50日間有効）
- 4 3で受信した認証キーを入力し、パスワード登録して開設完了

開設手順② 初めてハローワークに求人を申し込む場合

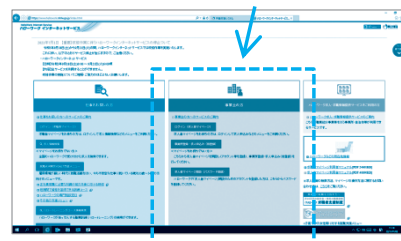
- 1 ハローワークインターネットサービスにアクセス
・メールアドレスとパスワードを登録、ログインアカウントを作成
・事業所情報と求人情報を仮登録
- 2 ハローワークの窓口または電話で本登録手続きを行い開設完了

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

事業主向けメニュー



※マイページ開設には、事業所登録が必要です。事業所登録済みの場合に改めて事業所登録をする必要はありませんが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただく場合があります。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

山内前会長が東京労働局長表彰を受ける

2021年7月6日に千代田区の学士会館において、令和3年度東京労働局長表彰式が行われ、山内啓三郎前会長が土田東京労働局長から功績賞を受賞いたしました。

受賞理由は次のとおりで、長年にわたり協会の活動を指揮してきたことが評価されたものです。

「平成2年から現在までの31年間、(一社)三田労働基準協会の理事を歴任する

とともに、平成23年から現在まで代表理事・会長を務め、会員の事業者、安全衛生担当者などに対して安全衛生に係る講習会を実施するなど、地域の安全衛生水準の向上に貢献したこと。」



前列一番左が山内前会長

第80回

全国産業安全衛生大会

2021 IN 東京 TOKYO

大会テーマ

働く人の安全・健康・幸せを
未来に伝える人づくり



分科会特別企画

オンデマンド配信限定（配信開始近日公開）

総合集会 特別講演



10月27日(水) 14:10～15:10
東京国際フォーラム (ホールA)
笑顔の日本語
～ユーモアコミュニケーション～
落語家 **三遊亭円楽氏**
オンラインでもLIVE配信

分科会特別企画



オンデマンド配信限定（配信開始近日公開）
ランド・サーヤのワーク&ライフスタイル
芸人／現役OL
ランド・サーヤ氏

開催期間 現地開催：令和3年10月27日(水)→29日(金)
オンライン開催：令和3年10月27日(水)→11月30日(火)

会場 総合集会：10月27日(水) 東京国際フォーラム (ホールA)
分科会：10月28日(木)、29日(金) 東京国際フォーラム (ホールB5、B7、C)

参加料 一般：13,200円(税込) 賛助会員：6,600円(税込)
追加料金なし！すべてのオンラインコンテンツをご利用できます。

同時開催 緑十字展2021～働く人の安心づくりフェア in 東京～ 東京国際フォーラム (ホールE)
APOSHO35 (アジア太平洋安全衛生大会) サテライト会場 (ホールD1)

オンライン開催
特設ウェブサイト
<https://www.nep-sec.jp/taikai2021/>
詳しくは、中災防ホームページをご覧ください。

参加者限定

中災防イベント総合サイト
<https://www.nep-sec.jp/sougousite2021/>

主催：中央労働災害防止協会
協力：公益社団法人東京労働基準協会連合会
協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会（連合会）
後援：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、東京都、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人東京経営者協会、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、NHK（協賛／予定、申請中含む）

全ての働く人々に安全・健康を～Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

第80回 全国産業安全衛生大会運営事務局
TEL：03-6812-8673
E-mail：taikai2021@nex.nikkei.co.jp

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
経済産業関係法人健康保険組合	港区虎ノ門2-2-5	健康保険組合
大成ユーレック(株)	港区虎ノ門2-2-1	建設業
(同)藤城工業	港区三田5-2-37	ビルメンテナンス業

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会（第3回） 9月28日（火）～30日（木）

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

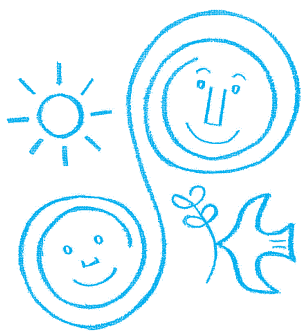
衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

◎ **有料** 安全衛生推進者初任時教育（第2回） 10月5日（火）

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

常時10～49人の労働者を使用する工業的業種では安全衛生推進者を選任する義務があります。選任あるいは選任予定の方の受講など安全衛生教育としてご利用ください。

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認ください。）



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

みなとみた

令和3年9月号 令和3年9月15日発行(年6回発行) 第25巻第5号通巻第147号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>